






# 特別栽培農産物「有作くん」の認証をすすめます

南阿蘇村はこれまでも有機農業を推進してきましたが、国も2050年までに有機農業の面積を農地の25%、100万haまで拡大する計画を今年5月に公表しました。

有機農産物などをお店で有利に販売するためには、第三者による確認と認証が必要です。

まずは取り組みやすい熊本型特別栽培農産物「有作くん」の認証手続きをサポートします。有作くん(熊本型特別栽培農産物)の認証は栽培開始前の申請が必要です。

手続きなどについて詳しくは南阿蘇村役場農政課(山戸、山村、山田)にお尋ねください。

区分	特徴	認証	マーク
JAS 有機農産物	作付けの2年以上(多年生植物は3年以上)前から、化学肥料、化学合成農薬を全く使わずに栽培。認証を受けた場合有機の表示可。	国に登録された組織が認証(有料)	
有作くん100 熊本型特別栽培農産物	施肥窒素総量が県慣行レベル以下で栽培期間中に化学農薬、化学肥料を全く使わない栽培。有機の表示は不可。	県が認証(無料)	
有作くん 熊本型特別栽培農産物	施肥窒素総量が県慣行レベル以下で化学肥料および化学合成農薬を慣行より50%以上減らした栽培。有機の表示は不可。	県が認証(無料)	
特別栽培農産物	化学肥料および化学合成農薬を慣行より50%以上減らした栽培。有機の表示は不可。	なし 確認責任者が確認	
エコファーマー	化学肥料を30%以上減らし、化学合成農薬も減らす計画にもとづいた栽培。有機の表示は不可。	県知事が計画を認定	

## 有機栽培や特別栽培に取り組むメリット

- 生産支援

村堆肥センターの堆肥を半額補助します(上限50,000円)。

- 販売支援

あそ望の郷や自然庵の農産物販売コーナーで認証を受けた農産物を積極的にPRします。

- 環境保全型農業直接支払交付金(毎年6月までに申請が必要です)

有機農業に取り組んだり、農薬や化学肥料の使用量を1/2以下にしたうえで、レンゲなどの緑肥鋤込み、堆肥施用、2カ月以上田や畑に水を溜めることなどで補助を受けられます。

## 新阿蘇大橋展望所「ヨ・ミュール」に 有機農産物などの無人販売所がオープンします

長陽地区のJAS有機や「有作くん」の認証または環境保全型農業直接支払交付金に申請して有機栽培をしていることの現地確認を受けて野菜を生産している生産者で出荷組合を作り運営していきます。

この無人販売所は熊本県の「地下水と土を育む農業育成事業」を活用して設置します。

〈問い合わせ〉農政課 TEL0967(67)2706